

	変更点		説明
	第2回会議(骨子案)	第3回会議	
条例名	・滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	・滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・手話などが障害者の言語であることから「言語」と表現しました。 ・「言語」といえるまで体系化がされていない意思疎通手段もあることから「言語」の後に「等」を付記しています。 ・「手段」の利用を促進することに重点があるのではなく、「意思疎通」と「情報の取得および利用」を促進することに重点があるため、「手段の利用」を削除して、「意思疎通等」と変更しました。 ・なお、本条例は「手話言語条例+情報コミュニケーション条例」の一体型条例であることから、「手話をはじめとする」という表現は骨子案を踏襲しています。
前文	・第2回会議の資料1を参照ください。	・箇条書きにしていた事柄を4段落の文章にまとめています。	・本条例は、「意思疎通」と「情報の取得および利用」を促進する趣旨で制定される条例ですので、共生社会づくり条例と共通の理念を冒頭に掲げつつ、「意思疎通等」に関することについて、過去→現在→未来の順に文章を作成しました。
目的(第1条)	・手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進について基本理念を定め、	・手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通ならびに情報の取得および利用(以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。)の促進について基本理念を定め、	・条例名変更に伴う変更
定義(第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)障害の特性に応じた意思疎通手段 ・(2)障害者 →第2回会議の資料1を参照ください。 ・追記と変更対象となった手段は以下のとおりです。	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)障害の特性に応じた言語等 ・(2)障害者 →逐条解説を参照ください。 ・追記と変更対象となった手段は以下のとおりです。	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)= 条例名の変更に伴う変更 ・(1)に例示列举された言語等は、逐条解説8ページ(注釈)記載のルールに基づき、並べ替えを行っています。 ・(2)「障害者」の定義は、母体である共生社会づくり条例と共通であることから、法制執務の通例にならない、「共生社会づくり条例第2条第1号にいう「障害者」をいう。」としています。
	—	・点訳の追記	・わかりやすくするため、「触覚を用いた意思疎通」に該当する手段を具体的に表し、「コミュニケーションボード」を「文字盤」という表記に改めました。なお、知的・発達障害者が使う「コミュニケーション支援ボード」は、「絵図の提示」に該当します。
	・触覚を用いた意思疎通	・手書き文字(手のひらに指先等で文字を書き伝える手段)、触手話、指点字	・「口文字」については、例示列举の対象にはしていませんが、「その他の手段」の一例として、逐条解説の中で触れています。
	・要点筆記	・失語症者向け意思疎通支援	・失語症者向けの意思疎通支援は要点筆記に限られるものではないため、「盲ろう者向け通訳」の表現とそろえ、「失語症者向け意思疎通支援」としました。
・コミュニケーションボード	・文字盤		
基本理念(第3条)	・(2) 障害者の意思疎通に関する歴史、多くの障害者が意思疎通に困難を感じてきたこと、障害者の中には意思疎通を図る際に差別を受けた経験を持つ者がいること	・前文第2段落、第3段落で触れています。	
	・(2) 手話が独自の言語体系を有する言語であり、ろう者の文化的所産であること、障害者が本人の障害の特性に応じたそれぞれの意思疎通手段に基づく独自の生活様式等を築いていること、障害の特性に応じた意思疎通には支援者の役割が重要であることを認識すること	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての障害者が自らの意思によって行う障害の特性に応じた言語等による発信が重要であるとの認識の下、障害の特性に応じた言語等の選択の機会の確保および利用の機会の拡大が図られること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案では(1)～(3)で3項目を並列していましたが、(1)共生社会の重要性の認識は、本条例を貫く根幹となる理念であることから、柱書に記載することとしました。
	・(3)全ての県民が、障害の特性に応じた意思疎通手段を獲得すること、障害の特性に応じた意思疎通手段で学ぶこと、障害の特性に応じた意思疎通手段を学ぶこと、障害の特性に応じた意思疎通手段を使うこと、障害の特性に応じた意思疎通手段による発信が尊重されること、障害の特性に応じた意思疎通手段を将来に向かって守り育てていくことが重要であると認識すること	<ul style="list-style-type: none"> ・手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな日常生活または社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの理解が深められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案の(2)(3)に記載した事項のうち、障害の特性に応じた言語等による共通理念を第1号に、手話に特有の基本理念を第2号にまとめています。

	変更点		説明
	第2回会議(骨子案)	第3回会議	
県の責務 (第4条)	・ <u>地域の実情を踏まえ、施策を策定し、実施する責務を有すること</u>	・障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。	・「総合的に」とは、各障害種別の現状と課題を認識したうえで、全ての障害者の意思疎通等が促進されるよう施策を策定、実施する趣旨を表しており、施策を策定する際の地域ごとの意思疎通支援者数なども考慮対象となります。
	・障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策が、障害者でない者による情報の取得・利用や円滑な意思疎通に資するものであることを認識しつつ、 <u>市町等と連携して、施策を策定し、実施すること</u>	・2 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策が障害者でない者による円滑な意思疎通ならびに情報の取得および利用にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、および実施するものとする。 ・3 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、 <u>国、市町および県民等と連携し、および協力するものとする。</u>	・障害者でない者による意思疎通等に資することを認識することと市町等との連携は別の条項として定め、国、市町、県民等との連携を図ることを強調しました。
	・滋賀県障害者施策推進協議会への本条例に基づく施策の実施状況の報告と意見聴取をすること	・第15条に定めています。	・基本的施策の推進に関わることとして、第9条以下の基本的施策の中で定めを置くこととしました。
県民等の役割 (第5条)	・基本理念に対する理解を深めるとともに、 <u>県が実施する施策に協力するよう努めること</u>	・県民等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、 <u>県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</u>	・骨子案を踏襲
障害者等の役割 (第6条)	■障害者・その家族の役割 ・ <u>県民の基本理念に対する理解を深めるために必要な普及啓発に努めること</u>	(障害者等の役割) ・障害者、障害者の支援者および障害者関係団体は、 <u>県民等が基本理念に対する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語等に関する啓発に努めるものとする。</u>	・「家族」という表記は削除しましたが、 <u>当事者本人の支援に取り組む家族は「支援者」に含まれます。</u>
	■障害者団体・支援者の役割 ・ <u>県民の基本理念に対する理解を深めるために必要な普及啓発、学習および選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大を図るよう努めること</u>	・障害者の支援者および障害者関係団体は、 <u>県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障害の特性に応じた言語等を利用できるよう、環境の整備に努めるものとする。</u>	・障害者の役割である啓発の内容(障害の特性に応じた言語等に関すること)を明記しました。 ・「 <u>選択の機会の確保</u> 」「 <u>利用機会の拡大</u> 」が何を指すのか明らかになるように表現を改めました。
事業者の役割 (第7条)	・障害者に対して、商品、医療・保健・福祉等に係るサービス、文化芸術・スポーツ活動の機会等を提供する時や、 <u>障害者を雇用する時などには、障害特性に応じた意思疎通手段の利用ができるよう努めること</u>	・事業者は、次の各号に掲げる場合においては、 <u>県民等が障害の特性に応じた言語等を利用できるよう、環境の整備に努めるものとする。</u> (1) 障害者に対し商品販売するとき。 (2) 障害者に対し医療、保健もしくは福祉等に係るサービスまたは文化芸術活動もしくはスポーツ等に参加する機会を提供するとき。 (3) 障害者を雇用するとき。	・定義変更に伴う変更 ・「 <u>環境の整備</u> 」という言葉は補い、わかりやすい表現に改めました。
学校等の設置者の役割 (第8条)	・ <u>乳幼児、児童、生徒等に対し、障害の特性に応じた意思疎通手段の学習および選択の機会を確保するよう努めること</u>	・学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。)の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および園児に対し、 <u>障害の特性に応じた言語等に関する啓発および学ぶ機会の確保に努めるものとする。</u>	・定義変更に伴う変更 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を参考に、「乳幼児」は「園児」と表現しています。 ・「 <u>選択の機会の確保</u> 」という表現がわかりにくいいため削除し、「 <u>啓発および学ぶ機会の確保</u> 」という表現に改めました(第1項)。
	・ <u>保護者からの学校等における障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する相談に応ずるなど利用機会の拡大に努めること</u>	・学校等の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および園児の保護者からの学校等における障害の特性に応じた言語等の利用に関する相談に応ずるよう努めるものとする。	・保護者からの相談に応じることが本規定の趣旨ですので、「など」以下を削除しました(第2項)。
	・ <u>教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識および技能の向上のための研修を行うなど人材の養成等に努めること</u>	・学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語等に関する知識および技能の向上のための研修の実施等に努めるものとする。	・ <u>教職員以外の職員に対しても、知識や技能向上のための研修の実施等が必要と考えられますので、「職員」という表現に改めました(第3項)。</u>

	変更点		説明
	第2回会議(骨子案)	第3回会議	
啓発 および 学ぶ機会 の確保 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念について県民が理解を深めることができるように、<u>障害者等の協力を得つつ、市町等と連携して、普及啓発を行うこと</u> ・<u>障害の特性に応じた意思疎通手段の重要性や意思疎通支援者の果たす役割等について県民等が理解を深めることができるように、障害者等の協力を得つつ、市町等と連携して、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する普及啓発を行うこと</u> ■<u>学習・選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大</u> ・<u>市町等と連携して、学習および選択の機会の確保、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に必要な体制の整備を図るなどの利用機会拡大のための取組を行うこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、県民等が基本理念に対する理解を深めることができるよう、<u>障害の特性に応じた言語等に関する啓発を行うとともに、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、学ぶ機会の確保を行うものとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条第3項に、国、市町、県民との連携に関する規定を設けましたので、「障害者等の…連携して」の文言は削除しました。 ・定義変更に伴う変更 なお、基本理念に対する理解を深めるための啓発には、<u>意思疎通手段の重要性や意思疎通支援者の果たす役割も含まれます。</u> ・<u>学ぶ機会の確保(学習および選択の機会の確保)と環境の整備(体制の整備)を一つの条文に規定するとわかりにくい</u>ため、啓発と学ぶ機会の確保を一つの条文とし、環境の整備を独立した条文としました。
環境の 整備 (第10条)	<p>(前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■<u>学習・選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大</u> ・<u>市町等と連携して、学習および選択の機会の確保、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に必要な体制の整備を図るなどの利用機会拡大のための取組を行うこと</u> ・<u>市町等と連携して、障害者の情報取得等に資するICT機器等の利用促進に向け、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を行うこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、<u>県民等が障害の特性に応じた言語等を利用できる</u>よう、<u>障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者を派遣する体制、障害の特性に応じた言語等に関する相談に応じる拠点その他の必要な環境を整備するものとする。</u> ・第13条第2項に定めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条第3項に、国、市町、県民との連携に関する規定を設けましたので、「障害者等の…連携して」の文言は削除しました。 ・<u>学ぶ機会の確保(学習および選択の機会の確保)と環境の整備(体制の整備)を一つの条文に規定するとわかりにくい</u>ため、啓発と学ぶ機会の確保を一つの条文とし、環境の整備を独立した条文としました。 ・「<u>県民等への支援</u>」に関する施策として位置付け、条文の配置を改めました。
人材の 確保等 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町等と連携して、意思疎通支援者の確保、養成および資質の向上を図るための措置を講ずること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、<u>障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条第3項に、国、市町、県民との連携に関する規定を設けましたので、「市町等と連携して」の文言は削除しました。
情報の 発信等 (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町等と連携して、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した県政等に関する情報を発信すること</u> ・<u>市町等と連携して、災害時等における連絡体制を整備すること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、<u>障害者が円滑に県政等に関する情報を取得することができる</u>よう、<u>障害の特性に応じた言語等を利用して情報の発信に努めるものとする。</u> ・県は、<u>障害者が災害その他非常の事態における必要な情報を取得することができる</u>よう、<u>障害の特性に応じた言語等を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条第3項に、国、市町、県民との連携に関する規定を設けましたので、「市町等と連携して」の文言は削除しました。 ・第4条第3項に、国、市町、県民との連携に関する規定を設けましたので、「市町等と連携して」の文言は削除しました。 ・わかりやすい規定になるように変更しました。
県民等 への 支援 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町等と連携して、基本理念の普及啓発や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用機会の拡大等に取り組む県民等への助言、情報提供等を行うこと</u> ・<u>市町等と連携して、乳幼児、児童、生徒等が障害の特性に応じた意思疎通手段を学習し、障害の特性に応じた意思疎通手段による教育を受けるための学校等の設置者への支援を行うこと</u> ・<u>市町等と連携して、障害者の情報取得等に資するICT機器等の利用促進に向け、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を行うこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、<u>県民等が障害の特性に応じた言語等に関する啓発および学ぶ機会の確保等に自ら取り組むことができる</u>よう、<u>助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</u> ・県は、<u>障害者等が障害者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用に資する情報通信機器等の利用方法を習得することができる</u>よう、<u>講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの取組を行う者の支援に努めるものとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条第3項に、国、市町、県民との連携に関する規定を設けましたので、「市町等と連携して」の文言は削除しました。 ・定義変更に伴う変更 ・「<u>利用機会の拡大</u>」という表現を改め、わかりやすい規定になるように変更しました。 ・「<u>学校等の設置者への支援</u>」は、「<u>県民等</u>」に対する「<u>助言、情報の提供その他の必要な支援</u>」に含まれますので、県民等への支援に関する規定は一つの条項にまとめました。 ・第4条第3項に、国、市町、県民との連携に関する規定を設けましたので、「市町等と連携して」の文言は削除しました。 ・ITに関する「<u>障害者の居宅における支援</u>」は「<u>相談への対応</u>」の方法の一つですので、文言は削除していません。なお、県では、相談を受けた障害者宅を訪問する方法でのIT活用支援を事業として実施しています。

	変更点		説明
	第2回会議(骨子案)	第3回会議	
調査研究の推進等(第14条)	・市町等と連携して、施策の実施に必要な調査の実施および成果の普及を行うこと	・県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の実施に必要な情報の収集等の調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。	・第4条第3項に、国、市町、県民との連携に関する規定を設けましたので、「市町等と連携して」の文言は削除しました。 ・わかりやすい規定になるように変更しました。
実施状況の報告等(第15条)	■県の責務 ・滋賀県障害者施策推進協議会への本条例に基づく施策の実施状況の報告と意見聴取をすること	(実施状況の報告等) ・県は、第4条第1項の施策を計画的に推進するため、毎年度、施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとする。	・基本的施策の推進に関わることとして、第9条以下の基本的施策の中で定めを置くこととしました。
財政上の措置(第16条)	・施策推進に必要な財政上の措置	・県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	・わかりやすい規定になるように変更しました。
付則	・施行後3年を目途として、この条例に基づく取組の成果および課題並びに手話言語や情報コミュニケーションに関する法制の整備の動向等を勘案し、基本理念の実現に向けた施策の推進等に関して検討を加え、その結果に基づいた必要な措置を講ずる(検討の際は、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴く)	・この条例は、公布の日から施行する。	・施行日に関する規定を設けました。
		・知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に対する附帯決議において、手話言語法の立法を含めた検討を進めることとされたことを踏まえ、「手話に関する法制の整備の動向等を勘案し」という表現に改めました。 なお、施行後3年目の見直しには、本条例とは別に手話言語条例を定めることが必要か否かの検討も含まれることについては、逐条解説に明記しています。
		・前項の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。	